

## 中間的とりまとめ(案)に対する意見

2010年5月6日  
江口 直明

中間取りまとめはその性格から具体的な論点につこんで記述はできないと思いますが、1の部分の「法改正も視野に入れ」と2の②の口の「既存の法制度の特例」の例としての引用でも結構ですので、下記のような法改正について言及をして頂ければ幸いです。下記6点列記させていただきました。

また今後の法改正の資料にして頂ければ幸いです。

1

<予算決算及び会計令の特例として、国のPFIにおいても予定価格を事前開示できるようにするべきである。>

国のPFIでは、会計法の施行令としての性格を持つ現在の政令に相当する 勅令である予算決算及び会計令（昭和22年 4月30日 勅令第165号）の第79条を根拠として、予定価格の事前開示はなされていない。一方地方公共団体でのPFIではその半数のPFIにおいて予定価格は事前開示されている。第79条の根拠は(a) 予定価格を開示すると談合の温床になる、(b) 予定価格を開示すると、予定価格近辺で落札価格が決まり、競争により落札価格の低減をはかり国の財政支出を減らすという目的が達せられないと説明されている。しかし、談合に対しては厳しい違約金（施設整備サービス対価の10%等）が課され、独禁法の課徴金減免制度（リニエーション）が導入され、談合を行った会社の取締役が代表訴訟で提訴される等、談合が行われにくい環境が整ってきたこと、また、地方のPFIで予定価格を事前公表している案件でも、入札価格の競争は実現されていることから、現在においては予定価格を開示してもその弊害はないと考えられる。逆に予定価格の開示がないために、多大な費用をかけて入札準備をし、結果的に予定価格を超過して失格となる入札者が現れており、経済的なマイナス及びPFIの魅力を削ぐ結果となっている。一般公共工事と異なり、PFIは総合評価一般競争入札による性能発注であり、仕様発注ではないため、よりよいサービスを提案しようとする、入札価格が予定価格を超過するリスクがある。

（予定価格の作成）

第七十九条 契約担当官等は、その競争入札に付する事項の価格（第九十一条第一項の競争にあつては交換しようとするそれぞれの財産の価格の差額とし、同条第二項の競争にあつては財務大臣の定めるものとする。以下次条第一項において同じ。）を当該事項に関する仕様書、設計書等によつて予定し、その予定価格を記載し、又は記録した書面をその内容が認知できない方法により、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

2

<都市計画法上第34条の2（開発許可の特例）につき、PFIを用いる場合も「国や都道府県等の事業」に該当することを明確化する>

平成19年11月30日改正後の都市計画法の下では、国の機関や都道府県等の行なう開発行為等も都市計画法の開発許可制度の対象となり、その場合、都道府県知事との協議成立をもって開発許可があったものとみなす（都市計画法34条の2）とされています。ここで言う国の機関や都道府県等の事業には例えば

庁舎の建設も含まれます。したがって、例えば庁舎の建設をPFI方式で実施する場合には、そのようなPFI事業は、民間事業者の事業ではなく、「国や都道府県等の事業」に含まれるべきと考えます。この点については、例えば埼玉県のように、PFIを用いて行う場合も含まれると解釈している旨HP上で言及している地方公共団体もありますが、国や地方公共団体の全てについてそのような解釈が取られるべきことを明確にすることが望ましいと考えます。

また、敷地の一部を付帯事業のための用地として扱う場合においても、付帯事業用地とPFI本体の事業用地が一体的な開発行為である場合には、付帯事業用地も含めた全体を「国や都道府県等が行なう開発行為」として、国の機関や都道府県等を開発許可制度の対象とするべきであり、その旨を明確化することが望ましいと考えます。ごく一部の敷地をPFI事業者の付帯事業に委ねて利用させ、開発許可の取得や、開発許可を得るための諸費用をPFI事業者のみに負担させることは、入札段階では入札者が開発許可の可否を独自に調査・確認することは難しく、許可を満たすための条件を整備するための費用見積をするにも相当の困難があることを踏まえ、過大な負担またはリスクとなるためです。

(参考)

都市計画法（開発許可の特例）

第三十四条の二 国又は都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村、都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村がその組織に加わっている一部事務組合、広域連合、全部事務組合、役場事務組合若しくは港務局若しくは都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村が設置団体である地方開発事業団（以下「都道府県等」という。）が行う都市計画区域若しくは準都市計画区域内における開発行為（第二十九条第一項各号に掲げる開発行為を除く。）又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内における開発行為（同条第二項の政令で定める規模未滿の開発行為及び同項各号に掲げる開発行為を除く。）については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもつて、開発許可があつたものとみなす。

2 第三十二条の規定は前項の協議を行おうとする国の機関又は都道府県等について、第四十一条の規定は都道府県知事が同項の協議を成立させる場合について、第四十七条の規定は同項の協議が成立したときについて準用する。

### 3 下請代金支払遅延等防止法

<PFIにおけるSPCについては、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）の適用除外を認めるべきである。>

医療PFI等においては、SPCの資本金の額が3億円を超過する場合があるため、下請法の適用があることになる（下請法第2条第7項第1号）。このように下請法が適用される場合、SPCは、下請代金の支払期日や下請代金の減額等について制限を受けることになるが（下請法第2条の2、第4条）、下請代金の支払期日に係る制限については、プロジェクトファイナンスを提供する金融機関の想定（希望）するキャッシュフローとの齟齬が生じる可能性があり、また下請代金の減額に係る制限については、パススルーを前提とするプロジェクトファイナンスのスキームに支障を来す可能性がある。

### 4 医療法（再委託の禁止）

<医療法施行令第4条の7に定める8業務（いわゆる政令8業務）についての再々委託をPFIにおいては特例として認めるべきである。>

医療法第15条の2では、医療法施行令第4条の7に定める8業務（いわゆる政令8業務）についての再委

託が禁止されているものと解されている。この点に関して、PFIにおいてSPCから受託者に再委託を行う場合については、当該規定に違反しないものと解されているが(この点も明確ではないが)、当該受託者からさらに委託を行う場合(再々委託)についてはPFIにおいても禁止されていると解する向きが強いようである。かかる規制が存することで、SPCが政令8業務を一つの受託者に包括的に委託し、当該受託者からさらに再委託を行うというニーズ(一つの受託者による統一的な管理等)を満たすことができなくなっている。

5

<国の債権の管理等に関する法律第34条との関係で、PFIにおける事業契約において、損害賠償額の予定に係る規定を設けることができることを明確にする。>

同法第34条は、国のための契約において、債権の内容を定める時は、債権の減免及び履行期限の延長に関する事項を規定してはならない旨を規定しています。しかし、「損害賠償額の予定」が「債権の減免」に該当するのか明らかではありません。

PFIにおいては、公共と民間事業者との間のリスク分担を公平にすることにより、入札価格も適正な価格に近づくなど、公共事業をPFIとして行う意味が担保され得ます。「損害賠償額の予定」に係る規定を設けることで、民間事業者はリスクを予め予測することができ、そのリスクを考慮した上で入札に応じるので、「損害賠償額の予定」は実効性あるPFIに寄与するものと考えます。

一方で、同法第34条は、発生した債権を発生後に減免するような規定を設けることを禁止しているものであり、何に基づいて債権が発生するのかという点まで制限するものではないと思われます。損害賠償額の予定の規定に基いて一定金額の債権が発生した場合、かかる一定金額の債権額を減じる規定を設けてはならないだけであり、損害賠償額の予定に基づいて一定金額の債権が発生することまで制限しているものではないと考える余地もあると思われます。

以上のことから、同法第34条との関係で、国との間の事業契約において、損害賠償額の予定に係る規定を設けることが可能であることを明確にすることが望ましいと考えます。

(参考)

国の債権の管理等に関する法律

(債権に関する契約等の内容)

第三十四条 法令の規定に基き国のために契約その他の債権の発生に関する行為をすべき者(以下「契約等担当職員」という。)は、当該債権の内容を定めようとするときは、法律又はこれに基く命令で定められた事項を除くほか、債権の減免及び履行期限の延長に関する事項についての定をしてはならない。

6 薬事法第24条(医薬品の販売・貯蔵に係る許可規制)

入札の構成企業であり、SPCから業務の委託を受ける構成企業が許可を保有している場合には、特例としてPFIのSPCは許可の取得を不要とすることを明記するべきと考えます。